

## 議案第 4 2 号

日出町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について

日出町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

日出町長 本田博文

日出町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

日出町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和32年日出町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 18 令和元年10月1日から令和2年9月4日までの間における町長、副町長及び教育長の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条に定める期末手当の額の町長にあつては100分の10、副町長及び教育長にあつては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

町長、副町長及び教育長の期末手当を減額したいので提出する。